

## 公益財団法人医療機器センター公的研究費不正防止計画

(平成27年3月1日 策定)

当財団における公的研究費の不正使用を未然に防止し、適正な運営・管理を行うため、公益財団法人医療機器センター公的研究費運営・管理規程第9条第1項に掲げる不正防止計画を次のとおり定める。

本計画は、策定時点において当面取組むべき措置を掲げたものであるが、不正発生要因の集積及び分析並びに実状を踏まえ、随時、不断の見直しを行うものとする。

不正発生の要因	防 止 計 画
①研究費の運営・管理に関わる者の責任やルールの遵守に対する意識が希薄	・研究費の運営・管理に係る職員から会計ルール等を遵守することの誓約を求める。
②ルールと運用が乖離し、例外処理が発生していないか。	・例外処理の発生を記録すると共に発生要因を分析し、必要に応じてルールの見直しを図る。
③納品検収業務の形骸化及び役務契約等の検収の不徹底	・納品検収の意義、納品検収体制、納品検収の具体的方法を明示し、その実行性を高める。
④研究計画と予算の執行の不整合や計画性のない予算執行	・定期的に予算執行の状況について、モニタリングを行い、研究計画に沿った執行を促す。